
福岡県観光支援事業

(観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」)

旅行者版

取扱マニュアル

Version 18/10/24

1. はじめに

本書は、福岡県観光支援事業（13 府県ふっこう周遊割）における支援金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	1
2. 福岡県観光支援事業について	2
3. 申請手続きについて	4
4. 事務局連絡先	6

■別添資料

（周遊旅行促進事業用：旅行者向け）

- ・ 様式 3 申請書兼行程表兼請求書
- ・ 様式 4 個人情報の取扱いに関する同意書
- ・ 様式 5 宿泊証明書

2. 福岡県観光支援事業について

(1) 概要

福岡県観光支援事業（13 府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、福岡県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（支援金の交付）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。「周遊旅行促進事業」と「ボランティア活動促進事業」の 2 事業があります。

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県において、**福岡県を含む合計 2 泊以上の連続した宿泊**のうち、福岡県内での宿泊に係る料金に対して支援金を交付します。

支援金を受けるためには、**旅行者自身が支援金を請求する方法（後述の「3. 申請手続きについて」参照）と、旅行業者が実施する既に割引された旅行に参加する方法と、県が指定した宿泊施設に割引料金で宿泊する方法の 3 種類**があります（重複利用は禁止します）。

(3) ボランティア活動促進事業とは（対象となる内容）

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた地域を支援するため、ボランティア活動に参加する方が**福岡県内において行った 2 泊以上の連続した宿泊**に係る料金に対して支援金を交付します。**活動後にボランティア活動参加者自身で支援金を請求する必要（後述の「3. 申請手続きについて」参照）があります。**

(4) 支援金額

一人泊当たり 4,000 円を上限（宿泊料金が消費税入湯税を含まない 4,000 円以下の場合、その額が上限となります）として支援金を交付します。また、福岡県の支援上限は、周遊旅行促進事業の「割引された旅行に参加する場合」を除き、**1 人当たり延べ 5 泊まで**です。

なお、支援金は予算の範囲内での交付となります。支援金の交付時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくは WEB サイトにてご確認ください。

(5) 対象となる期間

対象期間は、**平成 30 年 8 月 28 日 (火) 以降に予約された、平成 30 年 8 月 31 日 (金) から平成 31 年 1 月 31 日 (木) までになされた宿泊 (平成 31 年 2 月 1 日 (金) チェックアウト)** です。

但し、福岡県内での連続 2 泊以上の宿泊ならびに、福岡県を含む徳島県、香川県との間の合計 2 泊以上の連続した宿泊の場合については、**平成 30 年 9 月 21 日 (金) 以降に予約された、平成 30 年 10 月 1 日 (月) から平成 31 年 1 月 31 日 (木) までになされた宿泊 (平成 31 年 2 月 1 日 (金) チェックアウト)** となります。

(6) 対象となる宿泊施設

福岡県内の旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

(7) 注意事項

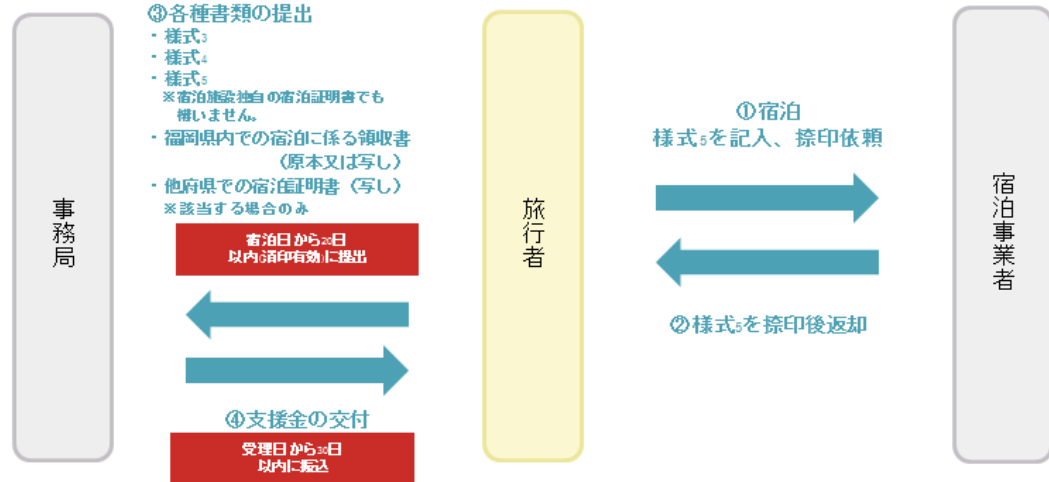
- ・ 支援金の交付は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- ・ 支援金は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。
- ・ 宿泊予約サイトや旅行会社のポイントや会社からの補助等との併用は可能ですが、支援金はポイントや補助を利用した後の金額が対象となります。利用後の金額が 4,000 円未満になる場合は、その金額が支援金額となります。

3. 申請手続きについて

(1) 旅行者自身が申請する場合

フローチャート

【書類提出の流れ福岡県旅行者版】



1. 旅行者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、宿泊した日から **20 日以内（消印有効）** に事務局へ提出（郵送のみ）してください。郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

- ・様式 3 申請書兼行程表兼請求書
- ・様式 4 個人情報の取扱いに関する同意書
- ・様式 5 福岡県内での宿泊証明書
(宿泊施設独自の宿泊証明書でも構いません)
- ・福岡県内での宿泊に係る領収書（原本又は写し）
- ・他府県での宿泊証明書（写し） ※該当する場合のみ

2. 事務局が書類受理后 30 日以内に支援金を振込みます。

※書類に不備があった場合は 30 日以内に振り込めないことがあります。

(2) 旅行者自身が申請しない場合

旅行業者が実施する既に割引された旅行に参加する場合と、県が指定した宿泊施設に割引料金で宿泊する場合は、旅行者自身の申請は不要です。

(3) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/fukuoka.html>

(4) 注意事項

- ・ 支援金は予算の範囲内での交付となります。支援金の交付時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEB サイトにてご確認ください。

(5) 書類の送付先

「13 府県ふっこう周遊割」福岡県事務局
〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜 1-1-35 新 KBC ビル 5 階

4. 事務局連絡先

「13 府県ふっこう周遊割」福岡県事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み）

TEL：0570-000-324 FAX：0570-009-924

メール：fukuoka_fukkou@jbn.jtb.jp

住所：〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜 1-1-35 新 KBC ビル 5 階